



「水」が知りたい！「みやぎ型」

宮城県上下水道一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)って何？

県は、今後、見通される料金上昇の幅を可能な限り抑制し、水道事業を将来にわたって安定的に維持・運営していくため、官民連携により水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業を一体的に運営する「宮城県上下水道一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)」(以下、「みやぎ型」)の実現に向けて取り組んでいます。

対象地域は左のとおりです。



※県が行っている水道用水供給事業は、県がダムなどの水を浄水処理して対象市町村のタンクに送る水道水の卸売事業です。
※各家庭の水道料金は、各市町村が個別の状況を踏まえ決定します。

Q1 これまでと何が変わるの？

人口減少や節水型社会の進展により、使用水量・料金収入は年々減少していきまます。一方で、老朽化した管路や設備などの更新は必要であり、県が行う上下水道事業の経営環境は今後ますます厳しくなるものと予測され、県の試算では、40年後には料金が現在の約1.5倍になると見込んでいます。

みやぎ型の仕組み

みやぎ型管理運営方式	現在
〈 契約期間 〉	
20年間 ・ 民間事業者の雇用が安定 ・ 人材育成、技術継承が容易	4~5年間 ・ 民間事業者従業員の雇用が不安定 ・ 人材育成が困難
〈 契約する事業の単位 〉	
対象9事業 [※] を一体で契約 ・ スケールメリットの効果が拡大 <small>※水道用水供給事業(大崎、仙南・仙塩)、工業用水道事業(仙塩、仙台圏、仙台北部)、流域下水道事業(仙塩、阿武隈川下流、鳴瀬川、吉田川)</small>	事業ごと個別に委託 ・ スケールメリットを発揮しづらい
〈 発注の方法 〉	
性能発注 県の役割 ・ 水量・水質などの基準を指定 ・ 基準を満たしているか確認 民間の役割 ・ 基準を満たすように運転管理を工夫(新技術の導入が可能)	仕様発注 県の役割 ・ 浄水場などの運転管理方法などを細かく指定 民間の役割 ・ 県が指定した方法に従い、運転管理などを行う

「みやぎ型」は官民連携による取り組みであり、最終責任を持つ水道事業者は県

のままでも変わりありません。民間事業者には、これまで30年以上にわたり委託してきた浄水場などの運転管理に加え、これまで個別に契約していた機械・電気設備の改築・修繕工事、薬品などの調達についても「コスト削減に取り組みながら実施してもらいます。」
県は、これまでどおり事業の総合的管理を担うほか、水道法に基づく水質検査や管路などの維持管理、更新工事などを引き続き行います。

Q2 「みやぎ型」だと、どうして料金の上昇幅を抑えられるの？

20年間の長期契約と、上下水道3事業一体運営によるスケールメリットを活かした民間事業者ならではの創意工夫により、「コストの削減が期待できるから」です。

県は、現在も施設の統廃合やダウンサイジング(規模縮小)など運営コストの削減に取り組んでいます。現行体制でのコストの削減には限界があります。

「みやぎ型」では、20年間の契約と、上下水道3事業一体運営によるスケールメリットのもと、IoTやAIなどの最新技術を活用した運転管理の効率化による運転コストの削減、また、同種一括契約による機械・電気設備の更新費用の削減や、一括長期契約による薬品や資材の調達コストの削減など、民間ならではの創意工夫と自由度の高い契約によりコスト削減を期待しています。

Q3 民間事業者が利益を求めると料金が上がるのでは？

利益を含めても事業費をこれまでより削減できる提案をしてもらいます。また、民間事業者が勝手に料金を上げることはできません。

県は、「みやぎ型」の導入効果として、全体事業費33.4億円に対して、「コスト」の削減額が24.7億円、このうち民間

事業者分19.7億円の「コスト」の削減が見込めると試算しました。

民間事業者の募集に当たっては、この額を基本に、20年間の事業費の上限額を設定しており、応募者には、利益を含めた上で上限額以下の事業費を提案してもらいます。

Q4 水質はどのようになるの？

水質はこれまでと変わりません

対象市町村へ送られる水は、水道法に定められた水質基準より厳しい現行の水質を満たすことを民間事業者の義務とします。県は、水道法に基づく水質検査を行うなど、しっかりとモニタリングし、安全性を確認します。
下水処理後の放流水についても、現行の水質を維持します。

Q5 災害対応はどのようになるの？

これまでどおり県が主体となり迅速に対応します

自然災害などが発生した場合は、県は委託業者や市町村など関係機関と連携して対応してきます。「みやぎ型」開始後も、

Q6 海外では公営に戻した事例があるって聞いたけど？

海外では一部で再公営化の事例もあります。「みやぎ型」では、それらの事例を教訓とし、事業計画の妥当性の確認、モニタリング体制の強化、料金の改定方法の明確化などの方策を講じています。

Q7 民間事業者の情報は公表されるの？

海外では一部で再公営化の事例もあります。「みやぎ型」では、それらの事例を教訓とし、事業計画の妥当性の確認、モニタリング体制の強化、料金の改定方法の明確化などの方策を講じています。

県が主体となり、民間事業者を含めた関係機関と連携し、迅速に対応します。

Q8 応募の条件は？

- ① 日本法人であること
 - ② 代表企業は資本金50億円以上であること
 - ③ 一定規模以上の浄水場と下水処理場の運転管理業務を3年以上継続して行った実績があること
- などを応募の条件とします。

Q9 民間事業者を選ぶとき、評価はどのようになるの？

専門家が実施体制や災害時の対応、事業費などを評価します

法律や会計のほか、水道・下水道に関する専門家などで構成される委員会が、実施体制や災害時の対応、事業費などの項目について評価を行います。その中で、1項目でも現行体制未満たと判断される項目がある場合、その民間事業者は失格となります。

Q10 「みやぎ型」いつ始まるの？

令和4年4月から始まる予定です

3月に民間事業者の募集を開始しました。これから約1年かけて事業を運営してもらおうと民間事業者を選定します。
令和3年6月または9月議会において、民間事業者に浄水場などを運営する権利を設定する議案を提案する予定です。可決された場合は、令和4年4月から「みやぎ型」を開始します。

水道経営課 HP
022(211)3430

※1日の処理能力が2.5万m以上厚生労働大臣認可基準の急速ろ過方式の浄水場、1日の処理能力が10万m以上本事業と同規模施設の標準活性炭汚泥法の下水道処理場